

## CEマーキング

### お客様の課題

- EUにおける人・物・資本の自由流通を目的に、EUで流通する幅広い製品（産業用機械、圧力容器、電気製品、建築資材、医療機器、玩具など）にCEマーキングの表示が義務付けられており、自動車部品や自動車製造設備などもCEマーキングの対象となるケースがあります。

### ソリューション

- CEマーキングは適用になるEU指令（法令）に準拠する事で表示することができるマークです。CEマーキング制度の導入以来、新たな指令の制定や既存の指令の改訂が行われています。欧州へ始めて出荷される製品はもとより、これまで出荷実績のある製品であっても、EU指令への適合性を定期的に見直す必要があります。
- CEマーキングは、認証が必要な場合と自己宣言（製造者の社内確認）で対応できる場合があります。ビューローベリタスは、EU公認の認証機関（ノーティファイド・ボディ）として、認証サービスを提供します。
- CEマーキングの新規対応および対応見直しにも対応可能です。
- 自己宣言でお困りの際には、第三者評価サービスを提供致します。
- CEマーキングのトレーニングも実施しています。



### お客様のメリット

- ビューローベリタスは、自動車部品から自動車製造設備まで、幅広い製品群に対応しており、CEマーキングにワンストップで対応可能です。
- ビューローベリタスは、トレーニング、自己宣言の支援、認証の総合サービスを提供する事で、複数の指令が適用される製品のCEマーキングにスムーズに対応可能です。
- 新たな指令や規格、既存の指令や規格の改訂への迅速な対応が可能です。